

就学援助制度について

本町では、小・中学校（県立・私立学校を除く）に通学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を目的として、お子さまの就学に必要な学用品費等の経費の一部援助を行います。

保護者の方で援助の対象となる方は、申請書を記入し、必要な書類等を必ず添付して、提出してください。援助を希望しない方は、提出する必要はありません。

※就学援助を希望される方で本年度未申請の方、又は就学援助を受けているか不明な方は、本町へ申請する前に、必ず通学先の学校又は教育委員会へお問い合わせください。避難先自治体にて援助を受けている場合や、認定が可能な場合は、本町からの援助は行いませんのでご了承ください。（避難先自治体との重複支給は行いません。）

○浪江町就学援助 対象者

浪江町に住所を有し、避難先自治体で援助を受けられない児童生徒の保護者（令和7年度に未認定）または令和8年度新小学1年生の児童の保護者で、下記のいずれかに該当する保護者の方が対象です。

1. 生活保護を受給している
2. 生活保護が今年度中に停止または廃止している
3. 児童扶養手当を受給している
4. 市町村民税が非課税
5. 世帯全員分の令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の所得の合計額が基準額以下の世帯

※申請方法等詳細は次ページ以降をご確認ください。

所得額の目安

世帯人数	3人 両親 40歳 子 10歳	4人 両親 40歳 子 10歳、8歳	5人 両親 40歳 子 13歳、10歳 7歳	6人 両親 40歳 子 15歳、13歳 10歳、7歳
令和7年中 の所得額	約195万円以下	約224万円以下	約258万円以下	約306万円以下

※上記の表はあくまでも目安です。

※現在の居住地、年齢、住宅状況により金額は異なります。

※なお、簡単な試算をすることも可能です。ご希望の方は教育委員会学校教育係までご連絡ください。

○浪江町就学援助内容・金額

区分		年間支給額	
		小学校	中学校
1	学用品費	11,630円	22,730円
2*	体育実技用具費	—	柔道 7,650円 剣道 52,900円
3	新入学児童生徒学用品費 (通学用品費含む、年1回支給)	64,300円	81,000円
4	通学用品費 (第1学年除く)	2,270円	2,270円
5*	修学旅行費 (年1回支給)	補助対象経費実費分	補助対象経費実費分
6*	校外活動費 (年1回支給)	補助対象経費実費分	補助対象経費実費分
7*	クラブ活動費	2,760円 (上限額)	30,150円 (上限額)
8*	生徒会費	4,650円 (上限額)	5,550円 (上限額)
9*	PTA会費	3,450円 (上限額)	4,260円 (上限額)
10*	卒業アルバム代	11,000円 (上限額)	10,000円 (上限額)
11*	学校給食費	実費分	実費分

※2、5～11の援助額については、就学先の学校へ経費・実費調査により決定します。

※原則として、1年分を3回に分けて、指定された口座に振り込みます。

※生活保護を受けている保護者には、修学旅行費のみ支給します。

○申請方法

【提出書類】

①申請書

申請書は、申請する児童生徒ごとに1枚ずつ、記入例を参考にご記入ください。

②申請書の添付書類

詳しくは申請書裏面のチェックリストを活用いただき、もれなくご提出ください。

※申請する児童生徒数が複数いる場合は、添付書類は1部ずつで構いません。

③浪江町就学援助費支給に係る経費調査書（経費に係る資料含む）

通学する学校へ作成を依頼してください。

※提出時は、学校から預かった経費調査書（経費に係る資料含む）一式を浪江町教育委員会へ送付してください。資料の添付がない場合、内容が確認できず支給することができません。

※年度内に転校している場合には、浪江町教育委員会までご連絡ください。

④避難先自治体からの非認定通知の写しまたは、就学援助費支給に係る証明書・援助対象外になることがわかる書類

※上記のうちいずれかを提出してください。

※【いわき市に避難されている方】・

【郡山市に避難されている方で令和8年度 新小学1年生の児童がいる世帯】

浪江町就学援助費支給に係る証明書をご記入いただき、証明を貰わずそのままご提出ください。

【提出先】

浪江町教育委員会教育総務課 学校教育係 就学援助担当

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

※③浪江町就学援助費支給に係る経費調査書（経費に係る資料含む）については、支給する時期ごと（1年間で3回）に提出していただきます。

提出時期がきましたら、書類を都度送付いたします。

○注意事項

町外に転出した場合や申請内容と事実が異なる場合は、決定を取消し、支給済の援助費を返還していただくこともありますので、ご注意ください。